

福島市での創業を応援します！

創業応援利子補給事業

福島市では、創業を目指す熱意ある方を応援するため、
創業にかかる融資の**利子全額**を補助いたします。

1 対象となる融資（対象融資額は2,000万円を限度とします）

- ・ 福島県起業家支援保証制度
- ・ 株式会社日本政策金融公庫国民生活事業における創業向け融資
- ・ 上記の標準的な条件に準じる市内民間金融機関が実施する融資

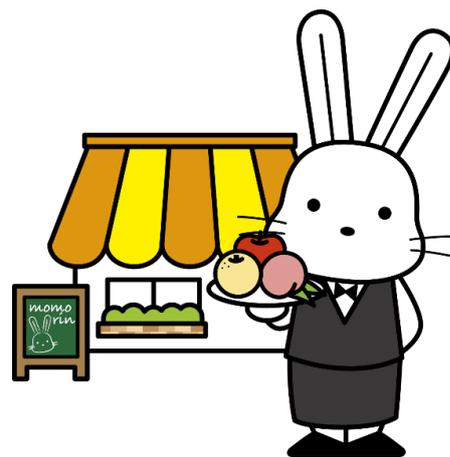
※平成28年度の新規補助申請は、平成28年4月1日以降に受けた融資が対象となります

2 対象となる方（次に掲げる要件をすべて満たす方）

- ① 福島市内に新たに事業所を設置し、営業の継続が見込まれる方
- ② 融資を受けた日において、新たに創業する方又は創業後1年以内の方
- ③ 福島県信用保証協会の保証対象事業を営む方
- ④ 法令に基づく許認可等を必要とする事業を営む方にあつては、当該許認可等に
係る登録、届出等をしている方
- ⑤ 市町村税を完納している方

3 補助の対象期間

- ・ 女性創業者（代表者が女性である法人を含む）…2年
- ・ 市が定める中心市街地内での創業者…2年
- ・ 上記以外の創業者…1年



（裏面もご覧ください）

問い合わせ先…福島市商工観光部商業労政課商業振興係

電話 024-525-3720(直通)

Eメール syou-rou@mail.city.fukushima.fukushima.jp